通達甲(総.広.聴1)第11号 平成13年5月31日 存 続 期 間

各 所 属 長 殿

総務 部長

警察署協議会の意見等の取扱いについて

警察署協議会の意見等については、平成 13 年 6 月 1 日から次により取り扱うこととしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

第 1 目的

警察署協議会は、警察署の管轄区域内における警察の事務の処理に関し、警察署長の諮問に応ずるとともに、警察署長に対して意見を述べる機関であることから、その設置の趣旨及び役割の重要性にかんがみ、警察署協議会の意見等の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 警察署協議会の意見の取扱い

1 取扱いの基本

警察署長は、警察署協議会の意見を警察署の業務運営に反映させるよう努めること。

2 他所属に関係する意見の取扱い

警察署協議会の意見が他の所属にも関係するときは、次により取り扱うものとする。

- ア 警察署長は、他の所属にも関係する意見で、自所属のみで取り扱うことができないものについては、総務部長(広報課広聴第一係経由)に書面により報告するものとする。
- イ 報告を受けた総務部長は、当該書面の写しを関係所属長に送付するものとする。
- ウ 送付を受けた関係所属長は、速やかに必要な調査等を行い、その結果について総 務部長(広報課広聴第一係経由)に報告するとともに、前記アにより総務部長に意 見を報告した警察署長に回答するものとする。
- エ 回答を受けた警察署長は、関係所属長の調査等を踏まえて、警察署協議会に説明 するなど必要な措置をとるものとする。

第 3 その他

警察署長は、警察署協議会の議決を経ない協議会委員個人としての意見、要望について必要と認めた場合は、広聴事案の処理手続に関する規程の運用について(平成13年5月31日通達甲(副監.総.広.聴1)第16号)に定めるところにより取り扱うものとする。